

【公募期間】 平成30年2月28日（水）～4月27日（金）〔当日消印有効〕

平成30年6月中を目処に採択公表を行う予定です。また、**2次公募を行う予定ですが、開始時期・実施内容については未定です。別途公募要領を出す予定です。**

注1. 提出は中小企業庁が開設した支援ポータルサイト「ミラサポ（<https://www.mirasapo.jp/>）」での電子申請又は補助事業の実施場所に所在する地域事務局への郵送となります。電子申請の場合は、平成30年4月中旬（予定）～5月1日（火）15時となります。

注2. お問い合わせ時間：10時～12時、13時～17時／月曜～金曜（祝日除く）

【お知らせ】（応募申請書を提出する前に必ずご一読ください）

- 応募申請書の不明点は、最寄りの地域事務局（50ページを参照）までお問合せください。
- 本事業では、応募申請書に記載された事業計画を外部有識者からなる審査委員会が評価し、より優れた事業提案を採択します。提出書類に不備や不足がないようご注意ください。
- 本事業の応募申請書類の提出に際しましては、認定経営革新等支援機関（以下、認定支援機関という。）による事業計画の実効性の確認（認定支援機関確認書）が必要となります。認定支援機関は税理士や地元金融機関等全国で約2万7,000の機関が認定を受けています。具体的な名称や連絡先、ID番号等については、中小企業庁及び各経済産業局のホームページをご覧ください（認定支援機関の役割については24、33ページを参照）。公募締切の直前になると、認定支援機関での確認作業に時間を要しますので、できるだけ余裕をもって依頼してください。
- 事業計画書の郵送での提出先は、補助事業の主たる実施場所に所在する地域事務局です（海外での実施は認めておりません）。提出先を誤ると受付できない可能性がありますので、お間違いのないようご注意ください。
企業間データ活用型は幹事企業の実施場所に所在する地域事務局にグループ全体の申請書をまとめて提出してください。
- 本事業では、補助事業終了後、補助事業の成果に基づいて、事業化を進めていただくことが必要です。また、事業化等の状況により収益が得られたと認められる場合には、補助金額を上限として収益納付していただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 本事業の事業実施期間は、企業間データ活用型及び一般型は交付決定日から平成30年12月28日（金）まで。小規模型の場合は、交付決定日から平成30年11月30日（金）まで）になります。事業計画がこの期間内になっており、発注、納入、検収、支払等のすべての事業手続きが完了できる予定の方が応募申請の対象となります。
- 補助金の対象となる経費や補助率は事業の種類によって異なりますのでご注意ください。
- 小規模型において小規模企業者が応募申請する場合は補助率2/3が適用されますが、小規模企業者の判定をするために「労働者名簿の一覧」の提出が必要となります。